九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

覆勘状について

川添，昭二

https://doi.org/10.15017/2235984

出版情報：史淵. 105/106, pp.1-37, 1971-08-20. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

覆勘状について

川添昭二

はじめに

覆勘状というのは、守護が出す番役勤仕の証明書のことである。現在残っている覆勘状は京都大番役と異国警固番役に関するものである。京都大番役については、五味克夫氏が『史学雑誌』第六十三編第九号・第十号に「鎌倉御家人の番役勤仕について」（昭和二十九年）という鎌倉御家人の番役全般に関する精緻な研究のなかで論述され、京都大番役覆勘状についても詳しく論ぜられた[1]。異国警固番役については、相田二郎氏の「異国警固番役の研究」（『歴史地理』第五十八巻第一・第二・第三号、昭和六年）を始めとする諸研究があり、それらは昭和三十三年二月、吉川弘文館刊行の『蒙古襲来の研究』に整理・再録された。共に著名な研究で、冗説するまでもない。両研究とも、関係史料、とくに覆勘状の丹念な収集・整理を基礎にして京都大番役・異国警固番役等の制度を究明したものである。しかし両氏の考説以後、新たに発見された覆勘状があり、とくに異国警固番役覆勘状はその新追加数は約二十通にのぼっている。もちろん、だからといって、両氏の研究の綱格がゆらぐようなものではない。であるのに筆者があえて本稿を草するのは、次のような理由による。前述のように、番役制度研究の素材としての覆勘状は、新たに付加されるものがあり、今後の番役制度の研究・再検討のためには、まず覆勘状そのものの研究が必要である。さらには、覆勘状の即自的な研究だけでも、古文書学研究の上に、何程かの知見を加えることになろう。

覆勘状が史料としてもつ性質、および、それから示される問題の所在からみて、覆勘状は番役研究の史料として御家人

の側にだけ力点をおいて利用し論ずべきものではない。守護が御家人の番役勤仕を催促し、覆勘状を出すという事実をも重視すべきである。つまり、御家人体制（＝在地領主制）と守護制度とは、覆勘状を媒介にして相互規定的に考察されねばならない。御家人の番役勤仕の研究は鎌倉幕府の御家人体制―守護制度研究の鍵をにぎるものである。このことは従来とても看過されてきたのではなく、番役制度研究の中で論証されてきたのであるが、筆者はとくにこの点に問題関心をおきたい。この視角からする覆勘状の検討は、十三―四世紀日本封建制の研究の重要な基礎的部分をなす、と考える。そのためには何よりも覆勘状の収集・整理・分析―覆勘状の正確な認識が前提となる。すなわち、覆勘状そのものの検討を必要とする所以である。世界史的な見地で日本の封建制度と西洋のそれとを比較検討する際、日本に覆勘状という軍役勤務の証明書が残っているということは、大変貴重なことであり、その究明の必要性を一段と自覚させる。以上のような理由から、京都大番役覆勘状と異国警固番役覆勘状について、古文書学的な考察を加えることにする。なお、後者については、拙著『注解元寇防塁編年史料―異国警固番役史料の研究―』（昭和四十六年三月、福岡市教育委員会刊行）にその概略を説明してはいるが、本稿では一々史料をあげて詳説した。

注

（1）五味氏の研究以前に鎌倉御家人の番役勤仕―御家人役についてまとまった考説を述べたものとしては、昭和十三年六月雄山閣刊行の橋本実氏『日本武士道史研究』がある。吾妻鏡を中心に文書類も広く利用されており、形式的ではあるが、御家人役について万遍なく説明している。五味氏の研究以後、中村敏勝氏が、昭和三十二年四月、『日本史研究』第三一号に「封建機構内における番役と番衆」（昭和四十一年十一月、教学社発行『歴史の断層と系譜』に再録）を書かれ、鎌倉時代関係では鎌倉番役についてややくわしく考察された。また、大饗亮氏が昭和四十二年三月、風間書房刊行の『封建的主従制成立史研究』の中で、御家人役の考察をされたが、異国警固番役については言及されていない。

1　京都大番役覆勘状

「覆勘」という用語は、すでに平安初期には広く使用されていた。たとえば、『平安遺文』四二号薬師院文書弘仁七年（八一六）十一月廿一日雄豊王家地相博券文に「依申状、刀禰等覆勘」とあり、同四八号林康員所蔵文書弘仁十四年（八二三）十二月九日近江国長岡郷長解に「依款状、彼□(保)証刀禰等召集、覆勘所陳有実也」、同五一号東寺文書礼天長二年（八二五）十一月十二日尾張国検川原寺田帳に「別当覆勘」、同五九号平松文書承和三年（八三六）二月五日山城国高田郷長解案に「長等覆勘」、同二一五号益田家文書延喜十七年（九一七）四月廿七日丹波国某郷長解に「郷長依辞状加覆勘」、同七〇号東南院文書三ノ四十承和八年（八四一）十月九日石川宗益家地売券に「郡依牒状覆勘」、同七九号東寺古文書承和十二年（八四五）十二月五日紀伊国那賀郡司解に「郡司覆勘」とあるなど、そうである。[1] すなわち、刀禰[2]、長[3]、郡司あるいは別当などが審査を加えて保証することを覆勘といい、「覆検[4]」「覆審[5]」「加覆[6]」あるいは「勘問[7]」というのも同意である。覆勘行為については反対給付があったとみえ、香取文書年月未詳の遷宮用途注進状には「覆勘例禄料[8]」「覆勘使例禄[9]」の語がみえ、『大分県史料』(3)所収宇佐永弘文書には豊前国糸田庄覆勘饗膳料送状がみえる。

もちろん、覆勘（勘当）行為は奈良時代の文書にもみえるものである。蜂須賀家所蔵観世音寺奴婢帳天平宝字二年（七五八）十二月廿一日・同廿二日筑前国早良郡額田郷人夫戸主三家連息嶋戸口三家連豊継解に「郡司依状、勘当奴籍帳并年紀、事即合実、仍放附」とあり、[10] 同天平宝字三年（七五九）八月五日国政所牒に「郡依申状勘、所申事是有実、仍除本籍、謹請処分者[11]」とあること、東南院文書天平宝字四年（七六〇）十一月十八日摂津職あて東大寺三綱牒に対する同五年（七六一）三月七日の摂津職判に「以前依三綱勘審得実」云々とあること[12]など、同意である。以上の覆勘（勘当）行為における「勘当」「勘」「勘審」の用語が、さきにのべた平安時代の「覆勘」をはじめ「覆検」「覆審」「勘問」等の用語につらなっていくのであり、鎌倉時代の用語「覆勘」に定着していったのである。青方文書永仁五年（一二九七）六月二十三

日の肥前守護代平岡為尚の書下にみえる「可被申覆勘」[13]というような使用例は、右にのべた「覆勘」という用語の歴史的形成過程を示すものである。鎌倉時代における「覆勘」という用語は、以下本文で説くように、御家人の番役勤仕を証して守護・守護代等が文書を出す場合に使うが、別に、裁判判決の過誤に対する救済手続をいう場合がある。[14] 本稿の後半の主題である異国警固番役覆勘状は、形式的にも実質的にも京都大番役覆勘状を先蹤としており、両者を統一的に考察することによって、両者それぞれの理解と、覆勘状一般の認識が深まると考えられる。そこで、まず京都大番役覆勘状について古文書学的な考察を加え、異国警固番役覆勘状との関係を検討してみる。

五味克夫氏は前掲論文「鎌倉御家人の番役勤仕について」において、京都大番役の覆勘状として、(イ)深堀記録証文文応元年（一二六〇）八月七日、(ロ)都甲文書弘長二年（一二六二）正月九日、(ハ)比志島文書弘長四年（一二六四）正月二日、(ニ)深堀記録証文文永六年（一二六九）七月廿五日、(ホ)広峯文書弘安二年（一二七九）十月十五日、(ヘ)鷲見家譜弘安八年（一二八五）十月四日、(ト)和田文書正安三年（一三〇一）七月二日、の七通をあげ、京都大番役覆勘状に次の二通りの形式があることを説かれた。すなわち、(イ)(ロ)(ニ)は京都の六波羅探題から鎌倉の侍所所司にあてたもので、(ハ)は守護から、(ホ)(ヘ)(ト)はそれぞれ守護所および守護代から勤仕者たる御家人にあてられたものと思われるとして、(一)六波羅探題→侍所所司、(二)守護→御家人の二形式があった、とされた。(一)は催促状を幕府から直接にうける御家人のばあいに対応し、(二)は守護から催促状をうける御家人のばあいに対応するものと理解された。さらに、この形式のちがいは、西国が東国に比べて守護の権限が強かったことに起因するもので、(ロ)が西国御家人で第一形式に属するのは、「其仁体」に由るものである、と説かれた。氏のいわれる両形式の文書をそれぞれ第一形式・第二形式とし、先の(イ)と(ハ)に代表させて、その書式を示してみる。

第一形式

(イ)　上総国御家人深堀太郎（仲光）跡大番役六箇月、自正月□至六月晦日　五郎左衛門尉行光於新御所西面土門、寄合下総七郎令勤仕候畢、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

文応元年八月七日　　左近将監時茂（北条）（花押）

進上　平三郎左衛門尉（盛時）殿[15]

第二形式

(ハ)　京都大番役事、六箇月勤仕事終畢、於帰国者、可被任意之状如件、

弘長四年正月二日　　道仏（島津忠時）（花押）

比志嶋太郎殿[16]

第一形式の(イ)に属するものとしては、五味氏のあげられた次の(ロ)(ニ)がある。(ロ)は(イ)と同様、六波羅探題北条時茂の単署であり、(ニ)は北条時輔・同時茂両六波羅の連署で形式はほぼ同じである。

(ロ)　豊後国御家人都甲左衛門尉惟家、大番役六ヶ月、於　院御所西面之大門、以五郎惟親令勤仕候了、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

弘長二年正月九日　　左近将監時茂（裏花押）

進上　平三郎左衛門尉殿[17]

(ニ)　深堀太郎跡大番役内、左衛門太郎時光分二箇月、自五月至六月□□於　五条内裏西対南妻、令勤仕候畢、以此旨可有□（御）披露候、恐惶謹言、

文永六年七月廿五日　　散　位平時（輔）□

陸奥守平時（茂）□

進上　平左衛門尉殿[18]

五味氏はあげられていないが、深堀家文書中の次のものも第一形式に入る。

(4)　大番衆内深堀五郎、自正月至六月、六ヶ月令勤仕候了、以此旨可有御披露候、重時恐惶謹言、

てんふく二年
七月一日　　駿河守（北条）重時□

進上　平左衛門尉殿[19]

第二形式に属するもので、五味氏のあげられなかったものを次に列挙してみる。

（端裏書）
「大嶋二郎殿」

(リ)　京都大番役令勤仕給候了、今者可令帰国給、且此由可令注進言上　関東候也、恐々謹言、
正月四日　　前豊前守（武藤資能）（花押）
大嶋二郎殿[20]

(ヌ)　京都大番役令勤仕給候了、今者可令帰国状候也、且此由可令注進言上関東候也、恐々、
正月四日　　前豊前守（武藤資能）　在判
石志二郎殿[21]

(ル)　忠時公御譜中
写在隈之城衆有馬休右衛門
をゝすミとのゝうけとり
大番已被勤仕候畢、其上者被帰国之条、不及子細候歟、仍執達如件、
建長六年四月九日　　在判
宮里郡司殿[22]

(ヲ) 京都大番役事、六箇月勤仕事終畢、於帰国者、可任意之状如件、
弘長四年
正月十三日　　（島津忠時）道仏（花押）
成岡二郎殿[23]

(ワ) 京都大番事、被勤仕候之由承候畢、同市来院分父子相共以同前候、今者可有帰国候也、穴賢云々、
正月卅日　　（島津道仏）在判
国分左衛門尉殿[24]

(イ)に代表されるような第一形式のものは、五味氏がいわれるように、六波羅探題から侍所所司にあてられたものである。侍所所司は、「沙汰未練書」が説明しているように、「守殿御代官御内人[25]」すなわち得宗被官がこれに任ぜられ、(イ)(ロ)の充所、平三郎左衛門尉盛時は、得宗北条時頼の被官である。この第一形式の文書は、形式に即してみれば挙状[26]であり文書の形式としては丁重である[27]。大番役勤仕の事実を示す挙状が、大勤番役仕の当事者の家に伝持されているところからすれば[28]、この種の挙状を、事実上は一種の覆勘状であるといえなくもないが、形式的にはやはり、某御家人の大番役勤仕の事実を、六波羅探題が御家人の統轄機関である侍所所司に披露・報告した挙状である[29]、としなければなるまい。第一形式（挙状）のものが、文書のはたす機能の面からすれば覆勘状といえなくはないとしても、形式的にはあくまでも挙状として区別すべきものであるとすると、第二形式のものはどのように理解すべきであろうか。

第二形式のものは、守護あるいはそれに準ずる守護代・守護所関係者が御家人にあてて出した文書である。すなわち文書の形式からいえば、鎌倉時代から南北朝時代にかけて行なわれた、守護が下のものに向かって出す文書、すなわち書下[30]の一種である。ところで、異国警固番役覆勘状は守護あるいは守護代、もしくは守護所関係の人物が出す直状（差出者が直接に出す文書）で、書下の範疇に入り、事実、多くは書下と呼ばれていた。例をあげよう。坂口忠智氏（旧、小松文雄氏）

所蔵文書〈弘安五年〉十一月四日佐多定親あて大隅守護千葉宗胤異国警固番役覆勘状の端裏書に「弘安五年四十日はん（番）の御書下」とあり、[31]『島津家文書』之一―五二〇号伊作島津氏重書目録に「四つう（通）　けいこへんやくきんしのかきくたし（警固番役勤仕書下）の正文」とあるのはその適例である。以上のことから先の京都大番役覆勘状第二形式のものは、大番役勤仕の事実を証明した書下で、異国警固番役覆勘状と同質のもので、形式的にも内容的にも、後者は前者の系譜に立つものであることが判明する。両者の同質性を支証するものとして、両者がともに請取状と呼ばれていた事実がある。前掲(ル)の京都大番役覆勘状は「をゝすミとのゝうけとり」（大隅殿の請取）とあり、『島津家文書』之一―五〇六号正安元年（一二九九）十月二十日の薩摩国守護代酒匂本性の異国警固番役覆勘状の端見返書に「いさくけいこはんのうけとり（伊作警固番請取）」とあることなどはそれである。千家文書康永二年（一三四三）三月十六日出雲孝景（のり）文書和与目録に「黒崎うけとり」「長門石築地請取」とあるのも、異国警固番役覆勘状のことであろう。[32]

以上のように、京都大番役覆勘状の第二形式のものと異国警固番役覆勘状とは、守護が出す書下の一種で、番役勤仕を直接に証明する文書であるという意味で、文書としては全く同質のものである。これこそまさに覆勘状と呼ばるべきものである。両者をこのように統一的に覆勘状として把握し、京都大番役覆勘状第一形式のものはこれを挙状として区別したい。京都大番役覆勘状の第一形式・第二形式なるものに疑問をもち、両者を一律に覆勘状として把握することをせず、両者を区別して、前者は挙状であり、後者がいわゆる覆勘状であると指摘したが、このことをさらに明確にするには、京都大番役勤仕の手続・経過等その制度自体の再吟味が必要である。いまその全てにわたる余裕はないので、覆勘状の理解にかかわる範囲内で関説しておきたい。

五味氏が説かれているように、京都大番役は国役・守護所役として、原則的には国単位、守護単位の勤役であり、一番毎に一国ないし数国の御家人が守護の統率下に寄合勤仕した。上総国御家人深堀氏のように幕府から直接催促状をうけて同役を勤仕する御家人もあれば、[33]和泉・[34]薩摩国・[35]大隅国のように催促状は守護にあてられ、その守護の催促を介して同役

を勤仕する御家人もあった。西国御家人はおおむね守護の統率下に京都大番役を勤仕したようであるが、東国御家人の中には独自に一族単位で勤仕したものもあったようである。しかしこのことと第一形式の覆勘状（挙状）が残っていることと（実例は深堀氏）、かならず対応するものであるかどうかは分からない。豊後国の御家人都甲氏に第一形式（挙状）のものが残っていることについて、これを「其仁体」によったものと断定はできない。「其仁体」云々は、吾妻鏡宝治二年（一二四八）正月二十五日条によるものである。すなわち西国の名主庄官等が京都大番役を勤仕することについて、各別におしなべて請取（覆勘状）を彼等に出すことは許容し難いが、其の仁体によって用捨せよ、と幕府から六波羅探題に申し送ったことをさしている。[36] このことは、其の仁体云々は第一形式の挙状が残ることについていわれているものではなく、覆勘状を一律＝平均的に出すのはむずかしいが、然るべき仁体のものには出す、ということを意味しているのである。前掲覆勘状にみられるように、九州の大嶋二郎・石志二郎・宮里郡司・比志嶋太郎等の御家人は、管国守護からみて「其仁体」と判断されたのである。これらの御家人が覆勘状を残しているのは、西国御家人が守護の交名だけで御家人の身分を取得したことや、京都大番役勤仕の手続において西国（とくに九州）の守護の権限が強かったことなどの理由に由るものではないのである。都甲氏の場合、「其仁体」―御家人としての伝統・規模・幕府との関係などによって、京都大番役勤仕の事実を示す侍所所司あて六波羅探題挙状が残ったとは断定できない。都甲氏側か、あるいは六波羅探題側かの何れかに挙状を必要とする何等かの事情があったのかも知れないのである。ちなみに、豊後国関係の京都大番役史料は、都甲氏以外残っておらず、同国御家人全体の京都大番役勤仕の手続・過程の中で都甲氏の勤役の実体を究明することはむずかしい。

ただ、深堀氏の場合も同様であるが、番役勤仕を証する挙状が残っていて、直接その御家人にあてた覆勘状（請取状）が残っていないのは、その挙状が覆勘状の機能をはたすところから、覆勘状そのものを必要としなかったのかも知れない。五味氏が挙状形式のものも覆勘状とされるのは、このことと関連すると考えられる。だが、挙状の存在は覆勘状を排除す

ると積極的にいえる史料は無い。深堀氏のような御家人の場合、その国の守護（番頭）の指揮のもとに京都大番役を勤仕しており、勤役のあと守護（番頭）から第二形式の覆勘状を与えられたかも知れないし、少なくとも与えられる可能性はあったろう。前述のように、第一形式（挙状）の存在は、第二形式の併存を排除するものではなかったろうと考えられる。さらには第一形式の挙状が、深堀文書・都甲文書という二家の文書にだけしか現在伝わっていないという、きわめて少ない残り方をしており、第二形式のものがより多く残っているということも、史料残存の偶然性として片付けられるものではない。とにかくここでは、五味氏のいわれる覆勘状の二形式なるものについて、それがともに大番役勤仕の事実を示す文書であることは認めながらも、文書の発給者・内容・形式に即して覆勘状という場合は、第一形式を挙状とし、第二形式を覆勘状としたがよい、ということを提言するにとどめて、右に述べたような問題については後考にまつことにする。

注

（1）『平安遺文』八一号東南院文書三ノ四十承和十三年（八四六）十月十一日賀茂成継墾田売券に「望請、依式立券文者、依解状覆勘、所陳有実、仍□如件」とあり、同八六号東南院文書承和十四年六月廿七日山城国宇治郡司解に「望請、依式欲立券文者、郡依欲状覆勘、所陳有実、仍勒売買両人并保証刀禰等署名、立券文如件」とある。

（2）刀禰の覆勘については、本文のほか、『平安遺文』一六六号・一七八号等がある。

（3）長の覆勘（覆審）については、本文のほか『平安遺文』一六三号・一七三号・一八一号。

（4）『平安遺文』二五号東南院文書五ノ三延暦廿三年（八〇四）六月廿日東大寺家地相換券文に「覆検知実」とある。

（5）『平安遺文』八三号・一八一号・一八二号・二〇七号・二三二号等。

（6）『平安遺文』二五六号。

（7）『平安遺文』五三号・五四号。

（8）『千葉県史料』中世編五七頁。

（9）右同書六二頁。『太神宮諸雑事記』第二天喜五年（一〇五七）九月十三日条には「宮荘覆勘使」の用例がみえる。

（10）『寧楽遺文』（旧版）下巻七八二頁。

(11) 右同書七八三頁。
(12) 右同書六四八頁。
(13) 九州史料叢書23『青方文書』㈠―五三号。
(14) 「沙汰未練書」(『中世法制史料集』第二巻三五九頁)。石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』二八二頁。なお、『大言海』第四巻一五三頁には、「父祖ノ代ニ出訴セザリシ事件ヲ、孫ノ代ニナリテ出訴スルコト。古鈔、庭訓往来、八月七日「覆勘、注父祖代不申沙汰、今子孫代申ナリ」」としている。
(15) 『佐賀県史料集成』古文書編第四巻七八号、六波羅探題北条時茂挙状。
(16) 九州史料叢書9『薩藩旧記雑録前編』巻五(三六五)比志島文書、島津道仏忠時京都大番役覆勘状。
(17) 『大分県史料』(9)三〇八頁。『増補訂正編年大友史料』㈠―三〇五号。
(18) 『佐賀県史料集成』古文書編第四巻八六号、六波羅探題北条時茂同時輔連署挙状。
(19) 『佐賀県史料集成』古文書編第四巻五七号、六波羅探題北条重時挙状。
(20) 九州史料叢書15『松浦党諸家文書』所収「来島文書」二号は肥前国守護少弐資能書状としている。
(21) 京都大学文学部国史研究室編『平戸松浦家資料』所収「石志文書」二六号は前豊前守某下知状としている。
(22) 九州史料叢書8『薩藩旧記雑録前編』巻四(三二二)は大隅守護大番役覆勘状としているが、これは端裏書にあたる「おゝすミとのゝうけとり」を大隅守護と誤まったものであろう。おゝすミとの＝大隅殿は薩摩守護島津忠義であろう。
(23) 九州史料叢書9『薩藩旧記雑録前編』巻五(三六六)島津道仏忠時京都大番役覆勘状。相田二郎『日本の古文書』上四八一頁に写真版がかかげてある。
(24) 九州史料叢書8『薩藩旧記雑録前編』巻四(三五四)島津道仏忠時京都大番役請取状案。
(25) 『中世法制史料集』第二巻三六三頁。
(26) 前注(15)・(18)・(19)のように、『佐賀県史料集成』は、第一形式にあたるものを挙状としている。本文でのべているとおり、筆者もこの文書名に同ずる。
(27) 「進上」という上所は、庶子の惣領に対する礼といわれている。
(28) 大番役勤仕の事実は、この種の挙状のみならず、大番役勤仕を催促した関東御教書等によっても立証できるわけである。『佐賀県史料集成』古文書編第四巻深堀家文書六一号卯月七日北条重時加判六波羅番役催促状(折紙)、同七五号正嘉三年(一二五

九）二月廿日関東御教書等はそれである。

(29) 大番役を指揮した守護から六波羅探題への、そのことに関しての報告の過程に関する史料は管見に入らない。

(30) 相田二郎『日本の古文書』上四七七頁。

(31) 九州史料叢書14『禰寝文書』㈠―八九号は月日の横に（弘安六年カ）と傍注しているが、原本を閲したところ、本文のような端裏書を発見した。弘安五年のものであることが明らかとなった。

(32) 異国警固番役に関して、番役勤仕確認文書としての請取状＝覆勘状ではなく、異国警固関係の武具・石築地役用途等の諸請取状が別にある。すなわち、(1)青方文書正応二年（一二八九）九月十七日公円請取状案、(2)末久文書正安二年（一三〇〇）閏七月十二日もりさね請取状案。(3)青方文書正安三年（一三〇一）七月五日政信請取状、および鎌倉時代ではないが、(4)青方文書建武二年（一三三五）四月二十七日肥前守護使請取状等がこれである。(1)は舟簇釘・旗・板数銭の、(3)は楯・征矢・旗の、(2)(4)は石築地用途の請取である。請取状を出した、公円・もりさね・政信等は、肥前（公円・政信）・豊前（もりさね）の守護所関係の人物であろう。

(33) 京都大番役を催促した関東御教書が深堀氏にあてられていることは、本文でのべているように、吾妻鏡宝治二年（一二四八）正月二十五日条にみられる「其仁体」云々〈後注(36)〉によるものではない。上にいう「其仁体」云々は有勢御家人を指しているのではないからである。深堀氏のばあい、京都大番役を勤仕するにあたって、とくに関東御教書の下付を請うたのかも知れない。島津忠長（久長）が父のあとをついで正式に異国警固番役を継続するにあたって関東御教書を請い、それを下付されている例が想起されるからである（『島津家文書』之一―五〇八号嘉元三年三月十九日島津忠長申状案。同二〇三号同年六月廿日島津忠長あて関東御教書）。

(34) 和田文書によると、和泉国の御家人は、次のような将軍家政所下文をもって大番役を催促されている。

前右大将家政所下　和泉国御家人等

可早随左衛門尉平義連催促勤仕大内大番事

右御家人等、随彼義連之催促、無懈怠可勤仕大内大番之状、所仰如件、以下、

建久七年十一月七日

和田氏は京都大番役を勤仕し終ると、守護所から〈第二形式〉の覆勘状を与えられている。

(35) 九州史料叢書8『薩藩旧記雑録前編』巻四所収の関連史料で知られる薩摩国の京都大番役勤仕の手続が、幕府→守護→御家人

という径路をとっているのは、一般的には「新編追加」所収天福二年(一二三四)五月一日の関東御教書に、「西国御家人者、自右大将家御時、守護人等注交名、雖令催勤大番以下課役、給関東御下文、令領知所職之輩者不幾、依為重代之所帯、随便宜、或給本家領家之下知、或以寺社惣官之下文、令相伝歟(略○下)」とあり、同じく文暦二年(一二三五)正月二十六日の関東御教書に、「西国御家人中、於所領知行之輩者、随守護所催、可勤仕京都大番(略○下)」とあることに対応している(『中世法制史料集』第一巻九一・九二頁)。五味氏の指摘のように、西国御家人の京都大番役勤仕は、東国御家人のそれに比べて、手続において守護の権限が強くはたらいており、とくに薩摩国のばあいは、島津氏が守護であると同時に、惣地頭として、小地頭・名主たる管国御家人を管掌しており、その統率力が二重的に強力であったことは認められる。

(36) 京都大番役事、西国名主庄官等類之中、有募御家人之者、如然之輩、随守護人雖令勤仕之、可賜各別請取否事、再往及御沙汰、於平均者難被聴之、依其仁体、可有用拾之趣、可被仰六波羅云々。(『吾妻鏡』宝治二年正月廿五日条)

2 異国警固番役覆勘状

異国警固番役覆勘状は、警固役・石築地役関係のものを合わせると、合計八十六通[1]になる。以下、同状を時代別・国別に整理し、古文書としての形式について考察を加えてみる。ここで異国警固番役というのは、おおよそ次のような課役を総称して使用する。蒙古の襲来にそなえて、(1)受持区域(役所)で一定期間防備に従い(狭義の警固番役)、(2)所領に応じて石築地を築造・修理し(いわゆる石築地役、銭貨〈用途〉で支払うばあいもある)、(3)所領に応じて、防備に必要な武器類を供出すること。山陽・南海道等が分担した長門国の警固、出雲国が分担した築前国黒崎地方の警固などがあるが、九州の御家人および九州に所領をもつ御家人等が分担した筑前国博多湾沿岸一帯の警固番役はその代表的なものである。異国警固番役は御家人だけの軍役ではなく、九州の社寺・本所一円領の住人にも課せられたが、何よりも鎌倉幕府の御家人(とくに九州を主とする)に対する軍事的諸役=御家人役の一つで、蒙古襲来以後鎌倉時代を通じて恒常的に実施された平時的軍役であった。同役を勤める御家人は京都・鎌倉の大番役を免除された。異国警固番役制度の変遷について

は、相田二郎『蒙古襲来の研究』（吉川弘文館刊行）、拙著『注解元寇防塁編年史料―異国警固番役史料の研究―』（福岡市教育委員会刊行）を参照頂きたい。

現存の異国警固番役覆勘状を時代別にみてみると、次の延時文書文永九年（一二七一）五月十七日の武藤資能のもの[2]がもっとも早い。以下引用の文書の番号は、後掲の異国警固番役覆勘状年代順一覧表の番号である。

(1)　被下　関東御教書候異国警固事、自去四月十七日被上府候、迄今月十六日博多津番役、被勤仕了、恐々謹言、
文永九年五月十七日　　覚知（花押）
盛岡二郎殿平忠俊

この覆勘状は現存の延時文書の中にはみえない。九州史料叢書9『薩藩旧記雑録前編』巻五（四一五）は、日下の署名を「覚知」としているが、これは資能の法名「覚恵」の誤写を踏んだものであろう。花押は明らかに資能のものである。右の覆勘状に次ぐものは、比志島文書（年欠）七月二十五日の資能の覆勘状である。

(2)　被下　関東御教書候異国警固事、自去六月廿四日迄今月廿四日、博多津番役、被勤仕候了、恐々謹言、
七月廿五日　　覚恵（武藤資能）（花押）
薩摩国（比志）于嶋（佐殖）太郎殿代河田右衛門（盛資）尉殿

『薩藩旧記雑録前編』巻七（六三〇）は、「年間不詳」として永仁二年（一二九四）の条に収め、『伏敵編』（巻之五―七〇頁）も同様の排列をしている。[3] 本状の発給者武藤資能は弘安四年（一二八一）に没していて、それ以前のものであることは明らかである。前掲延時文書五月十七日の覆勘状の付年号「文永九年」は後述のように信がおけるものと判断され、本覆勘状と比較すると月日と充所が違うだけで、内容、とくに発給者が同じであるから、本覆勘状は文永九年のものと推定される。右二通のほかに武藤資能が出した異国警固番役覆勘状は、もう一通知られる。これは現物は残っていないが、『島津家文書』之一―五五五号、元徳元年（一三二九）十月五日鎮西下知状に引かれているものである。

(3) 如遣同人（○平弘純）文永九年八月十一日大宰少弐入道覚恵（武藤資能）状者、被下関東御教書異国警固事、博多津番役勤仕畢云々、

内容および年次から前掲二通の覆勘状と一連のものであることは明らかである。これによって、前掲延時文書の五月十七日の覆勘状の「文永九年」の付年号が信のおけるものであり、比志島文書七月二十五日の覆勘状が、文永九年のものであることが確かめられる。以上の三覆勘状は、(1)前田家所蔵野上文書文永九年二月朔日大友頼泰書下、(2)延時文書同年卯月三日平忠俊・忠恒連署譲状、(3)諸家文書纂所収野上文書同年卯月二十三日小田原景泰遵行状とともに、管見に入る限り、文永十一年（一二七三）までの異国警固番役制度に関する史料のすべてである。(1)・(3)の史料によって、大友頼泰の指揮により、その管内（豊後国）の御家人等が筑前・筑後両国の要害の警備にあたったことが知られ、前掲三通の異国警固番役覆勘状によって、大宰少弐資能が薩摩国の御家人の異国警固番役の指揮にあたっていたことが知られる。資能の薩摩国の御家人に対する異国警固番役の指揮は、少なくとも、薩摩守護島津久経が建治元年（一二七五）九州に下向してくるまでは続けられた。鎌倉時代における異国警固番役覆勘状の最後のものは、管見の限り、比志島文書延慶三年（一三一〇）十二月十五日の薩摩守護代酒匂本性のそれである。[4]

(86) 警固番役事、被勤仕候了、仍執達如件、

延慶三
十二月十五日　　本性（花押）

比志嶋孫太郎（忠範）殿

現存初見の文永九年から算えれば、この間三十九年間である。もちろん延慶三年をもって異国警固番役の事実が終ったわけではない。実相院文書正和元年（一三一二）十一月二十二日の鎮西下知状[5]によれば、応長元年（一三一一）に肥前が同役をつとめていたことが分かるし、石築地役の催促は引続いて行なわれている。二階堂文書元徳元年（一三二九）十二月二十五日の鎮西下知状[6]に、異賊番役は嘉元以来（嘉元元年＝一三〇三）止められたとあるが、前述のように、これ以後に

かかる覆勘状も残っており、あるいは、所領乏少のものの番役は免除され、そうでないものの番役は続行するというのが、その実体ではなかったかと考えられる。[7] 異国警固番役制度が、嘉元二年から、九州を五番に分け、一国が一年間勤務するようになるのは、すでに明らかにされているところである。鎌倉幕府が倒れたあと、建武政権下でもひきつづいて異国警固に関する任務は九州に課せられていた。[8] ただ、建武政権下での覆勘状の類は残っていない。その後室町幕府も、鎌倉幕府・建武政権のあとをうけ、九州の武士たちに石築地の補修を課していた。[9] このことと関連すると思われるが、青方文書に次のような折紙の覆勘状が残っている。[10]

博多警固番役三十ケ日被勤仕候訖、仍之状如件、
暦応二
七月八日　　正栄（花押）

正栄の花押は、小俣道剰の名で知られるものの花押と同一である。[11] 道剰は足利氏の庶流で、鎮西管領一色範氏の、いわば侍所としての機能をはたしていた人物である。南北朝初期、肥前の鎮西管領関係の文書に博多警固番役に関する催促状・注進状などがあり、[12] 本状はそれらと直接関連するものである。この博多警固番役は、前述のように、室町幕府が石築地役と九州の武士たちに賦課していることをあわせ考えると、蒙古襲来を機とする鎌倉時代の異国警固番役を踏襲したものと認めてよいのではないかと考える。[13] ただ、博多にいた鎮西管領一色範氏それ自体を警衛するための課役のことなのかも知れないから、そうと断定はできない。ともあれ、博多警固番役の覆勘状が南北朝初期まで残っていることは事実であり、管見の範囲では、これは覆勘状としては最後のものである。

現存する異国警固番役覆勘状を国別に整理してみると、警固番役に関する覆勘状が薩摩37、肥前[14]24、大隅13、筑前3、豊後2の計79通、石築地役に関する覆勘状が薩摩4、肥前2、豊前1計7通で、両者の全合計が68通である。九州のうちで覆勘状の残っていない国は、筑後・肥後・豊後・日向・壱岐・対馬である。九ヵ国二島のうち五ヵ国が覆勘状を残している。九州以外では、覆勘状そのものは残っていない。[15] 筑後国は、青方文書弘安九年（一二八六）八月二十七日大宰少弐

経資書下[16]によって、同国の友清又次郎入道が石築地役をつとめていたことが明らかであり、筑後国の御家人白垣宗氏と肥前国の御家人で同国八院村に地頭職をもつ山代栄との同村田地をめぐる永仁六年（一二九八）五月二十六日の鎮西下知状[17]には「石築地覆勘状」の語がみえ、大分県杵築市の生桑寺所蔵大般若経裏打紙文書には筑後国御家人守部氏が異国防禦の忠を尽したことがみえ[18]、さらに近藤文書によると、同国御家人荒木氏が所領を譲る際、子弟に要害警固番役の配分をしたことが知られる。以上の事例から、当国関係の異国警固番役覆勘状がかって伝存していたことは明らかである。

肥後国の異国警固番役勤仕については、相良氏のばあいが知られる。『相良家文書』之一―三二・三六・三八・三九号等によって、惣領の統制のもとに庶子が異国警固番役を寄合勤仕していた様がうかがえる。『熊本県史料』中世篇四所収志岐文書六号元徳元年（一三二九）十月日志岐弘円代覚心重申状案によれば、肥後国天草郡本砥島の得宗被官志岐氏が、異国警固のため在国するよう命ぜられたことが知られる。肥後国は異国征伐関係史料が集中して残っているのに、覆勘状は一通も残っていない。しかし、以上の事例に徴しても、かって覆勘状があったことは疑いない。豊後国については、野上文書・志賀文書等によって異国警固番役勤仕の実際が知られ、生桑寺所蔵大般若経裏打紙文書によれば、「ふかんしやう」とある某文書断簡があって、覆勘状の存在を想定させる[19]。

日向国および壱岐・対馬は、異国警固番役関係のみならず、広義の蒙古襲来関係史料すらほとんど残っていない。とくに壱岐は、現在のところ皆無といってよい。対馬は、蒙古襲来の被害をもっとも多く直接に受けたところであるが、蒙古襲来関係の文書としては、管見に入る限り、対馬厳原町斎藤長樹氏所蔵文書の延慶四年（一三一一）六月、武藤盛経が外題安堵を加えた斎藤定能申状ぐらいである。壱岐・対馬については、異国警固番役の制度は定かでなく、石築地関係史料も皆無である。壱岐・対馬の異国防禦の実体についてはまったく分からないが、異国防禦の最前線として、二島の守護武藤氏の直接支配下にあったことだけは明らかである。日向国は、『日向国史』上巻六二一―六二二頁所引の島津文書正安三年（一三〇一）十二月二十四日の異国降伏に関する関東寄進状が僅かに蒙古襲来関係史料といえるぐらいである。

日向国は大隅国とともに今津地域の警固役・石築地役を分担していたことは明白であるから、[20] 異国警固番役覆勘状が一つも残っていないのは、まったく史料残存の偶然性によるものというよりほかはない。

以上のように異国警固番役覆勘状を残していない国々のうち、筑後・肥後・豊後・日向の四ヵ国は異国警固に関する史料があるから、異国警固番役覆勘状が残っていないのは、史料残存のかたよりによるものであり、将来発見される可能性もある。壱岐・対馬については、異国警固番役覆勘状はおろか、異国警固の実体についても明らめ得ない。

異国警固番役覆勘状の形状は、原本の残っているものは、すべて折紙である。現在、写しとして伝わっているものの中には、あるいは竪紙のものがあったのかも知れないが、今は確かめようがない。この点、現存する京都大番役覆勘状に、折紙と竪紙との両様がみられるのと、若干の相違をみせている。なお、いわゆる京都大番役覆勘状第二形式、筆者のいう覆勘状は、書止めからすると、約半数が書状形式の書止めである。異国警固番役覆勘状の多くも、書状形式の書止めである。書下は公命の伝達を内容としながら書状形式の書止めをとるものが多いのであるから、書下の一種である覆勘状が、多く書状形式の書止めをとるというのも、異とするにおよぶまい。異国警固番役覆勘状全八十六通のうち書状形式の書止めをとるものは三十通である。書止めの様式は、「恐々」がもっとも少なく(四通)、「謹言」(八通)がこれにつぎ、「恐々謹言」(十八通)がもっとも多い。その外の五十五通は書状形式をとらない直状である。「仍執達如件」がもっとも多く(三十九通)、「仍状如件」(九通)、「状如件」(一通)、「如件」(三通)、「つとめられ候了」「被給候了」「被勤仕状如件」(各一通)となっている。『島津家文書』之一―五五五号元徳元年十月五日鎮西下知状に引く文永九年八月十一日の覆勘状の書止めは分からない。

発給の日付は、初期の在番日数を明記したものは、次の例のように在判期間の終った当日か、翌日であり、

(6)　はこさきのさつまのくにのけちはんの事、十月より四月一日までつとめられ候了、
こうあん三年四月一日　　御代くわん信蓮（花押）[21]

ひししま太郎殿(佐範)

(5) 異国警固博多番役事、自三月一日迄同晦日被勤仕候了、恐々謹言、
建治三年四月一日　経資(武藤)（花押）
斑嶋右衛門三郎殿[22]

概して勤務が終って間なしに出されている。だから、次掲の覆勘状のように「何箇月」「春分」「夏分」「秋分」などと書かれたものの在番期間は、おおむねその発給日付にひきつけて理解できる。

(38) 異賊警固筥崎番役事、三ヶ月勤仕如件、
正応三六月卅日　忠宗(島津)
原田四郎殿(忠俊)[23]

(60) 警固番役事、今年春分、以代官被勤仕候了、仍執達如件、
永仁三四月十六日　忠宗(島津)（花押）
新田宮執印殿[24]

(69) 警固番役事、夏三ヶ月被勤仕候了、仍執達如件、
永仁六七月十日　忠宗（花押）
下野彦三郎左衛門尉(久長)殿[25]

(72) 警固番役事、去秋分以代官被勤仕候、仍執達如件、
正安元年十月十五日　忠宗
国分掃部助殿[26]

三ヵ月勤仕は大隅国も同様であるが、「三ヶ月」という記載様式（すなわち一年のうち三ヵ月の勤仕事実）があるのは、

薩摩国だけである。また、「春分」「夏分」「秋分」などという記載様式があるのも同国だけである。

原本で残っている異国警固番役覆勘状の発給者の花押は、署名の左横にすえてある。相田二郎氏は、延時文書弘長四年（一二六四）正月十三日薩摩守護島津忠時の成岡二郎あて京都大番役覆勘状を例として、この文書がたまたま折紙を用いたために、署判の位置がこのようになったので、そこに何等寓意の存するわけは無いかも知れない、といいつつも、中世の書札礼に、署名の左側に寄せて花押を加えるのは、その真下よりも先方に敬意を表し、これに反して右側に寄せるのは、敬意を表さない礼儀であると説いたものもあり、かつ、竪書を用いた文書にも、このような位置に花押を加えたものもあるから、すべて意味の無いものと看過するのも少しく危険である、と述べられている。[27] 異国警固番役覆勘状の発給者の花押のすえ方についても一考してよい叙述ではある。しかし、相田氏自身すでに述べておられるように、やはり折紙使用に規制されたものと思われる。とくに異国警固番役覆勘状についてはそうであろう。覆勘状は、全体として、時代が下るにつれ略儀化の傾向をとっているから、敬意を表わすために、花押が署名の横にすえられたとは考えられない。

覆勘状の書式としては、次のように、勤仕の場所すなわち役所および在番の期間・日付・発給者・充所を書くのが通例である。

(16) 肥前国役所姪浜警固番役事、四月分当番、次閏四月十五日加之、被勤仕候畢、謹言、
　　弘安七年壬四月十六日　　（北条）時定（花押）
　　龍造寺小三郎左衛門入道代又次郎入道殿[28]

役所（勤務場所）の表記は、後半期の薩摩国や豊前国のように記載されていないものもあるが、大隅国や肥前国はおおむね記載されている。大隅国は今津・今津後浜、肥前国は姪浜である。役所の表記の有無は、各国の覆勘状の発給者（守護・守護代等）の個性のちがいにもよるようである。なかにもられる在番期間の表示も、当初は、何月何日から何月何日までと書かれ、次のように、「四十日番」などと延べ日数で表示した端裏書も見られる。

(11)
「弘安五年四十日はんの御書下」（端裏書）
警固番役事、自九月廿五日至于十一月四日被勤仕候畢、恐々謹言、
十一月四日　宗胤（千葉）（花押）
佐多弥九郎殿（定親）[29]

これが後には、薩摩国のように「何ケ月」、肥前国のように「何月分」と表示されるようになる。

(28)
弘安十年十二月晦日　為時（北条）在御判
白魚九郎殿（行覚）

なかには、次にかかげるように、在番期間を書かないものもあるが、これは発給者も受領者も、勤仕した内容については、相互に分かっていたことであろう。

「いさくけいこはんのうけとり」（端裏書）
(73)
伊作殿（久長）警固御番役事、為御代官、令勤仕給候畢、恐々謹言、
正安元十月廿日　本性（酒匂）（花押）
実相御房[31]

異国警固番役覆勘状のうち、無年号のものはまず無い、文永九年のものと推定される比志島文書七月二十五日の覆勘状ぐらいである。ほかには坂口忠智氏所蔵文書十一月四日のそれがあるけれども、端裏書によって弘安五年のものであると確かめられる。あえて無年号のものといえば、以上二通である。しかし付年号のものが多く、全八十五通のうち、三十六通がそれと確かめられる。国でいえば薩摩国が多く、比志嶋氏・原田氏・新田宮執印氏関係などはほとんどそうである。残存覆勘状は少ないが、筑前国・豊前国の覆勘状はみな付年号である。時代が降るにつれて全般的に付年号が多くなって

いる。当初、年月日を一行書きにしていた肥前国も、北条定宗が守護になってからは付年号のものがみえるようになる。現在、写しで年月日が一行書きになっているものがあるが、それらの中には、原本では付年号の形であったものが存在しているかも知れない。

発給者は、縷説したように、勤仕者の属する国の守護、または守護代、守護所関係者である。これは覆勘状が、広義には守護が出す書下の範疇に入るからである。現存の異国警固番役覆勘状のうち、薩摩国の信連・右衛門尉某・称阿、大隅国の定時、豊前国の義兼などは、かならずしも実体を把握し得ないが、おそらく守護所関係の人物であろう。

充所は他の書札様文書と同様、年月日―発給者（差出所）の次の行に書かれているが、大隅国の北条時直以後の場合だけは異なっている。千葉宗胤のあとをうけて大隅守護となった北条時直は、永仁二年（一二九四）八月二日以降、計五通の異国警固番役覆勘状を残しているが、その形式は、通じて、年月日―発給者の次行に充所が書かれていず、充所になる人物、つまり番役勤務の当事者は、文書の本文中に記されているのである。それは守護代か守護所関係者と思われるものの発給にかかる覆勘状でも同様である。坂口忠智氏所蔵文書から例示しよう。

(59)　大隅国役所今津後浜警固番役事、以当国御家人伊佐敷阿古次郎代二郎三郎被勤仕候了、仍状如件、
　　永仁二年八月二日　　平（北条時直）（花押）[32]

(63)　大隅国役所今津後浜警固番役□（事）、当国御家人佐多阿子（古）二郎被参勤了、仍状如件、
　　永仁四年九月七日　　定時（花押）[33]

大隅国の覆勘状のこの事例は、綸旨の充所の変化を類想させる。鎌倉時代まで綸旨の充所は年月日の次行の所定の位置にあったが、元弘三年（一三三三）の後醍醐天皇の綸旨から、充所にあたる人物の名が本文の中に書き入れられている。これは、従来、綸旨を受ける資格の無かった者まで受けるようになったことと対応する現象であると説かれている。[34] 大隅

守護北条時直関係の異国警固番役覆勘状は前守護千葉宗胤のそれに比べて略儀になったといえようか。

最後に、石築地役を免ぜられたものは、守護や守護代から免除状を与えられたことを付記しておく。台明寺文書弘安十年（一二八七）七月二十五日の大隅国守護代僧唯道の施行状[35]はそれで、同文書は口裏に「博多石築地免除状」と記されている。これは形式的には施行状であり、内容からいえば免除状と称されるものであった。

注

(1) 『島津家文書』之一―五五五号元徳元年（一三二九）十月五日鎮西下知状所引の異国警固番役覆勘状も合計数のなかに含めた。異国警固番役覆勘状の一覧表は、年代順・国別にして末尾に掲げた。異国警固番役覆勘状を収集・整理するにあたって、次のような事情もあって、かならずしもそれが残らないばあいがあったことに留意すべきであろう。たとえば、『島津家文書』之一―五〇二号永仁五年（一二九七）八月十五日島津忠長（久長）あて島津忠宗の書状に「警固番役の事、先々分の書下（覆勘状―川添）を取られずと云々、所詮、毎年勤仕の条、相違無きの上は、子細に及ばざるか」（原漢文）というようなことがあったのである。もちろんここの書状自体、警固番役を勤仕して覆勘状を取っていないけれども、勤役の事実は疑いないといっているのであるから、覆勘状としての実質ははたしているわけである。

(2) 五味克夫「薩摩国御家人羽島氏並びに延時氏について―羽島文書と延時文書の紹介―」（『鹿児島大学法文学部紀要』文学科論集第二号）。

(3) 相田二郎『蒙古襲来の研究』一五一頁も年次不詳としている。

(4) 『福岡県史資料』第十輯一二一頁。九州史料叢書27『薩藩旧記雑録前編』巻八（七五五）。

(5) 『佐賀県史料集成』古文書編第一巻四号。

(6) 『鹿児島県史料集』(Ⅶ) 五六号その他。

(7) 『大分県史料』(25)所収「生桑寺大般若経裏打紙文書」某所書下断簡（同書一一四頁）。

(8) 九州史料叢書17『青方文書』(二)―一〇号建武二年（一三三五）四月廿七日肥前守護使石築地用途請取状。

(9) 大友文書建武五年（一三三八）閏七月一日足利直義教書案（『大日本史料』第六編之四―九〇三頁その他）。

(10) 九州史料叢書17『青方文書』(二)―三四号正栄覆勘状。

(11) 山口隼正「南北朝期の肥前国守護について」（『鹿大史学』第一五号五頁）。
(12) 川添昭二「「鎮西管領」考」（『日本歴史』第二〇五号）。
(13) 石井進『日本中世国家史の研究』三九二頁では、「室町幕府の下においてもなお、モンゴル襲来に対する防禦策が重要関心事だったことは明らかである。」として、異国警固番役であると指摘されている。
(14) 「歴代鎮西要略」巻三・弘安六年（一二八三）五月十一日条によると、肥前執行於保種宗の指揮のもとに肥前国の住人等が、博多警固の石築地を築いていて、石築地役覆勘状が出されたことが推察されるけれども、もちろん覆勘状の数計のなかには入れなかった。
(15) 相田二郎「元寇防塁長門国石築地に関する史料」（『歴史と地理』第五十四巻第二号）に紹介された千家文書のうちの「出雲孝景文書和与目録」によれば、出雲国関係の覆勘状があったことが知られる。ただしこの文書は村田正志編『出雲国造家文書』には入っていない。
(16) 九州史料叢書10『青方文書』㈠―三二号。
(17) 九州史料叢書15『松浦党諸家文書』所収「松浦山代文書」三七号。
(18) 『大分県史料』㉕一二二頁。
(19) 右同史料一二一頁。
(20) 「近衛家本追加」三八一―三九一（『中世法制史料集』第一巻二七一頁）。
(21) 『福岡県史資料』第十輯一七頁。九州史料叢書24『薩藩旧記雑録前編』巻六（四八二）。
(22) 九州史料叢書28「斑嶋文書」一号。
(23) 五味克夫「指宿氏族原田氏について」（『鹿大史学』第十三号）引載早稲田大学荻野研究室所蔵文書。
(24) 『福岡県史資料』第十輯九六頁。九州史料叢書24『薩藩旧記雑録前編』巻七（六三三）。鹿児島県史料集（Ⅲ）『新田神社文書』四〇号。
(25) 『島津家文書』之一―五〇三号。
(26) 『福岡県史資料』第十輯一〇三頁。九州史料叢書24『薩藩旧記雑録前編』巻七（六七三）。
(27) 相田二郎『日本の古文書』上四八一―四八二頁。
(28) 『福岡県史資料』第十輯五二頁。『佐賀県史料集成』古文書編第三巻第二軸九号。

(29) 九州史料叢書14『禰寝文書』㈠―八九号。
(30) 九州史料叢書10『青方文書』㈠―三九号。
(31) 『島津家文書』之一―五〇六号。
(32) 九州史料叢書14『禰寝文書』㈠―一一五号は永仁三年としているが、原本によって永仁二年と訂正する。
(33) 右同書に収めず。
(34) 相田二郎『日本の古文書』上四二四―四二五頁。
(35) 『福岡県史資料』第十輯七三頁。九州史料叢書24『薩藩旧記雑録前編』巻六（五三七）。

まとめ

審査を加えて保証するという意味の覆勘行為はすでに奈良時代からあって「勘」「勘当」「勘審」という用語で知られていた。平安時代に入り、刀禰・長・郡司らの覆勘行為は「覆勘」の用語をはじめ「覆検」「覆審」「加覆」などという用語で表示されており、中世における覆勘状成立の前提をなしていた。ここでいう覆勘状とは御家人の番役勤仕を証して守護（守護代・守護所関係人物）が出す文書のことである。現在残っている覆勘状は、京都大番役と異国警固番役に関するものである。

蒙古襲来の危機を前に、異国警固番役が開始されると、同役を負担する御家人は、京都・鎌倉の大番役を免ぜられた。番役勤仕証明書である覆勘状が、京都大番役―異国警固番役を通じて同じであるのは当然である。前者のうち、番役勤仕の事実を証する意味からこれまで覆勘状の範疇で考えられていた挙状形式のものは、発給者・内容・形式面から覆勘状として律しないことにした。現在、京都大番役覆勘状が（挙状形式のものを除いて）約十通ほど管見に入るのに対し、異国警固番役覆勘状は、石築地役覆勘状七通を含め全八十六通が知られる。京都大番役覆勘状については、筆者の検索はまだ十分ではないので、後日の精研を期している。ここでは、覆勘状としての形式・内容を具体的にうかがい得る異国警固番

役覆勘状について、その古文書学的所見をまとめて一応のむすびとしておきたい。

時代的には延時文書文永九年（一二七一）五月十七日のものから比志島文書延慶三年（一三一〇）十二月十五日のものまで現在残っているが、異国警固番役そのものは鎌倉幕府倒壊まで続けられ、建武政権および室町幕府初期まで続いたとみられる可能性があり、覆勘状そのものは青方文書暦応二年（一三三九）七月八日のそれが最後で、これも異国警固番役覆勘状ではないかと考えられる。

警固役・石築地役をこめて国別に整理すると、薩摩41（4）、大隅13、肥前26（2）、筑前3、豊前3（1）の計86通となる。（　）内は石築地役覆勘状である。覆勘状の残っていない筑後・肥後・豊後・日向・壱岐・対馬のうち、筑後・肥後・豊後・日向の四ヵ国は異国警固番役を勤仕したことを証する史料があるから、覆勘状が残っていないのは、史料残存の偶然性による。文書の形式については次のことがいえる。原本の残っているものは、形状はすべて折紙である。書止めからみると、書状形式のものがかなり多い。発給されるのは、概して勤務が終った当日、翌日か、あるいは勤務が終って間なしである。覆勘には役所・在番期間・日付・発給者・充所が書かれるのが通例である。後半期の薩摩国や豊前国のように役所を書かないものもあるが、大隅国や肥前国はおおむね記載されている。在番期間については、某月日から某月日まで と書かれていたが、「何ヶ月」、「何月分」、「春分」「夏分」「秋分」のような記載もある。無年号のものは二通だけであるが、付年号のものが多い。発給者は勤仕者の属する国の守護・守護代・守護所関係人物である。これは、覆勘状が守護の出す書下の範疇に入るからである。充所は年月日―発給者の次行に書かれるのが通例であるが、大隅国の北条時直が出したものは、充所になるものが文書の本文中に書かれている。異国警固番役覆勘状の古文書学的所見は以上のとおりであるが、このような軍役勤務証明書の存在は、世界の封建制史上、特異なものではないかと考える。東西封建制の比較研究上、貴重な素材である。

〔付記〕 本稿は竹内理三氏を代表者とする昭和四十五年度文部省科学研究費による総合研究「鎌倉遺文の調査・蒐集・研究」の、筆者の研究分担の一成果である。

異国警固番役覆勘状年代順一覧表

順番	順号	年月日	国別	発給者	勘番者	期間時期	場所	史料
代年号	別国番							
1	1	文永九 一二七二・五・一七	薩摩	武藤資能	延時 忠俊	四月一七日―五月一六日	博多津	延時文書
2	2	〃 〃・七・二五	〃	〃	比志島佐範代官	六月二四日―七月二四日	〃	比志島文書
3	3	〃 〃・八・一一	〃	〃	平 弘純		〃	島津家文書元徳元・十・五鎮西下知状所引
4	4	建治三 一二七七・正・二七	〃	島津（久経）久時	比志島佐範	五丈一尺四寸（石築地）	筥崎	比志島文書
5	55	〃・四・一	肥前	武藤経資	斑島右衛門三郎	三月一日―二月晦日	博多	斑島文書
6	5	弘安三 一二八〇・四・一	薩摩	信連	比志島佐範	弘安二年一〇月―同三年四月一日	筥崎	比志島文書
7	56	〃・九・一二	肥前	武藤経資	深堀時仲	八月二七日―九月一二日	博多	深堀家文書
8	57	〃・一一・七	〃	〃	白魚（行覚）時高	一〇月中 一五カ日	〃	青方文書
9	6	弘安四 一二八一・五・一	薩摩	右衛門尉	比志島佐範代官	弘安四年二月二日―同四年五月一日	筥崎	比志島文書
10	58	弘安五 一二八二・七・三〇	肥前	北条（為時）時定	龍造寺家清	七月一日―同三〇日		龍造寺家文書
11	42	〃 〃・一一・四	大隅	千葉宗胤	佐多定親	九月二五日―一一月四日		坂口文書
12	59	弘安六 一二八三・四・二九	肥前	北条時定	龍造寺家清	四月・三〇カ日		龍造寺家文書
13	60	〃・七・二九	〃	〃	龍造寺家清代官	七月分		〃

14	43	〃・一〇・二二	大隅	千葉　宗胤	佐多　定親	六月一日―八月晦日		坂口文書
15	61	弘安七一二八四・正・二九	肥前	北条　時定	龍造寺家清代官	正月分		龍造寺家文書
16	62	〃・閏四・一六	〃	〃	〃	四月分と閏四月一五日分	姪浜	〃
17	7	〃・〃・二一	薩摩	宗忠	比志島佐範	五丈一尺四寸（石築地）	筥崎	比志島文書
18	44	〃・五・一二	大隅	千葉　宗胤	佐多　定親	要月	今津後浜	坂口文書
19	63	〃・八・一	肥前	北条　時定	龍造寺家清代官	七月分	姪浜	龍造寺家文書
20	64	〃・〃・〃	〃	〃	龍造寺家益代官	〃	〃	〃
21	8	弘安八一二八五・五・一	薩摩	島津　忠宗	比志島佐範	正月一日―四月晦日	筥崎	比志島文書
22	9	〃・九・一七	〃	〃	原田　忠俊		〃	早大荻野研究室所蔵文書
23	65	〃・一〇・晦	肥前	北条　時定	白魚　時高	一〇月分	姪浜	青方文書
24	45	弘安九一二八六・八・晦	大隅	千葉　宗胤	佐多　定親	九〇カ日（うち五四日は代官勤仕）	今津	坂口文書
25	66	弘安一〇一二八七・三・三〇	肥前	北条（時定）為時	龍造寺家益	三月分	姪浜	龍造寺家文書
26	67	〃・六・晦	〃	〃	白魚　時高	六月分	〃	青方文書
27	68	〃・一一・二九	〃	〃	深堀　時仲	一一月分	〃	深堀家文書
28	69	〃・一二・晦	〃	〃	白魚　時高	一二月分	〃	青方文書
29	70	弘安一一一二八八・五・晦	〃	〃	深堀　時仲	五月分	〃	深堀家文書
30	10	正応元一二八八・七・一	薩摩	島津　忠宗	原田　忠俊	夏番（四・五・六の三カ月）		早大荻野研究室所蔵文書
31	46	〃・八・一	大隅	千葉　宗胤	佐多　定親	四月中より		坂口文書

32	71	〃 一〇・晦	肥前	北条 為時	白魚 時高	一〇月分	姪浜	青方文書
33	72	〃 ・一二・晦	〃	〃	〃	一二月分	〃	〃
34	11	正応二 一二八九 ・四・五	薩摩	島津 忠宗	比志島忠範	五丈一尺四寸・裏加佐・去年五月勤仕（石築地）	筥崎	川田文書
35	73	〃 ・五・晦	肥前	北条 為時	深堀 時仲	五月分	姪浜	深堀家文書
36	12	〃 ・閏一〇・二五	薩摩	島津 忠宗	原田 忠俊	夏分三カ月		早大荻野研究室所蔵文書
37	13	〃 ・一二・一五	〃	〃	比志島忠範	三カ月		比志島文書
38	14	正応三 一二九〇 ・六・三〇	〃	〃	原田 忠俊	三カ月	筥崎	早大荻野研究室所蔵文書
39	15	〃 ・一〇・一	〃	〃	国分掃部助	三カ月		国分氏文書
40	16	〃 ・一二・一五	〃	〃	比志島忠範			比志島文書
41	74	正応四 一二九一 ・六・晦	肥前	北条 定宗	白魚 時高	六月分	姪浜	青方文書
42	47	〃 ・九・三	大隅	千葉 宗胤	佐多 定親	六月一日―八月晦日（代官勤仕）	今津	坂口文書
43	17	〃 ・九・晦	薩摩	島津 忠宗	国分掃部助	三カ月		国分氏文書
44	75	〃 ・〃・〃	肥前	北条 定宗	龍造寺家益	九月分	姪浜	龍造寺家文書
45	18	〃 ・一二・二三	薩摩	某	比志島忠範			比志島文書
46	19	正応五 一二九二 ・閏六・一五	〃	称阿	原田 忠俊	三カ月		早大荻野研究室所蔵文書
47	76	〃 ・九・晦	肥前	北条 定宗	龍造寺家清	九月分	姪浜	龍造寺家文書
48	20	正応六 一二九三 ・七・一〇	薩摩	島津 忠宗	原田 忠俊	夏分三カ月	筥崎	早大荻野研究室所蔵文書
49	21	永仁元 一二九三 ・九・三〇	〃	〃	国分掃部助	三カ月		国分氏文書

50	77	〃・一〇・五	肥前	北条　定宗	龍造寺家清	九月分	姪浜	龍造寺家文書
51	22	〃・一二・晦	薩摩	島津　忠宗	比志島忠範	三カ月		比志島文書
52	23	永仁二一二九四・七・三〇	〃	〃	右同代官	六月―七月		〃
53	24	〃・〃・〃	〃	〃	新田宮執印代官	〃		新田神社文書
54	25	〃・〃・〃	〃	〃	原田　忠俊	六・七月		早大荻野研究室所蔵文書
55	26	〃・〃・〃	〃	〃	（国分掃部助）	六月―七月		国分氏文書
56	27	〃・七・晦	〃	〃	大隅　五郎	五月より		町田氏文書
57	28	〃・〃・〃	〃	〃	吉富　二郎代官	〃		指宿文書
58	29	〃・〃・〃	〃	〃	西俣又七郎	〃		西俣氏文書
59	48	〃・八・二	大隅	北条　時直	伊佐敷（佐多）阿古二郎代官		今津後浜	坂口文書
60	30	永仁三一二九五・四・一六	薩摩	島津　忠宗	新田宮執印	春分（代官勤仕）		新田神社文書
61	81	〃・七・三〇	筑前	武藤　盛経	中村　続	七月一日―同晦日	博多	中村文書
62	82	永仁四一二九六・七・二九	〃	武藤　貞経	〃	〃	〃	〃
63	49	〃・九・七	大隅	定時	佐多阿古二郎		今津後浜	坂口文書
64	31	〃・一〇・六	薩摩	島津　忠宗	国分掃部助	（代官勤仕）		国分氏文書
65	32	永仁五一二九七・八・一	〃	〃	原田　忠俊			早大荻野研究室所蔵文書
66	50	〃・八・四	大隅	北条　時直	佐多阿古二郎		今津後浜	坂口文書
67	33	〃・九・三〇	薩摩	島津　忠宗	（国分掃部助）	（代官勤仕）		国分氏文書

68	34	永仁六一二九八・六・三〇	〃	〃	原田　忠俊	今年分			早大荻野研究室所蔵文書
69	35	〃・七・一〇	〃	〃	島津（久長）忠長	夏三カ月			島津家文書
70	78	〃・八・三〇	肥前	平岡　為尚	白魚　時高	一尺一寸（石築地）		姪浜	青方文書
71	36	〃・一二・一	薩摩	島津　忠宗	比志島忠範	（代官勤仕）			比志島文書
72	37	正安元一二九九・一〇・一五	〃	〃	国分掃部励	秋分			国分氏文書
73	38	〃・一〇・二〇	〃	酒匂　本性	島津忠長代官				島津家文書
74	84	〃・一一・一	豊前	義兼	山田　道円	一〇月分			末久文書
75	51	〃・一一・八	大隅	北条　時直	佐多信親代官			今津後浜	坂口文書
76	52	正安二一三〇〇・閏七・二六	〃	〃	〃			〃	〃
77	85	〃・一一・一	豊前	義兼	山田　道円	一〇月分			末久文書
78	53	正安三一三〇一・七・二五	大隅	北条　時直	佐多信親代官			今津後浜	坂口文書
79	39	正安四一三〇二・八・二八	薩摩	酒匂　本性	延時三郎入道	三丈二尺（石築地）			延時文書
80	79	〃・一〇・一五	肥前	平岡　為政	白魚　時高	一尺七分（石築地）		姪浜	青方文書
81	86	乾元二一三〇三・九・一七	豊前	舜種	山田　道円	（石築地修固）		青木	末久文書
82	83	嘉元二一三〇四・一二・晦	筑前	千竈　耀範	中村　続	正月―一二月			中村文書
83	54	嘉元三一三〇五・閏一二・二九	大隅	為尚（カ）	佐多　信親	四月より（在番九カ月）			坂口文書
84	40	〃・〃・〃	薩摩	酒匂　本性	島津忠長代官	正月より閏一二月（但し七・八月は不参）			島津家文書
85	80	徳治二一三〇七・三・二三	肥前	平岡　為政	武雄大宮司	嘉元四年＝徳治元年一カ年内二六〇日			武雄神社文書

86	41	延慶三一三一〇・一二・一五	薩摩	酒匂本性	比志島忠範	比志島文書

異国警固番役覆勘状国別一覧表

薩摩国

順号 国別番	順号 代年番	年月日	発給者	勘番者	期間時期	場所	史料
1	1	文永九一二七二・五・一七	武藤資能	延時忠俊	四月一七日―五月一六日	博多津	延時文書
2	2	（〃）・七・二五	〃	比志島佐範代官	六月二四日―七月二四日	〃	比志島文書
3	3	（〃）・八・一一	〃	平弘純		〃	島津家文書元徳元・十・五鎮西下知状所引
4	4	建治三一二七七・正・二七	島津（久経）久時	比志島佐範	五丈一尺四寸（石築地）	筥崎	比志島文書
5	6	弘安三一二八〇・四・一	信連	〃	弘安二年一〇月―同三年四月一日	〃	〃
6	9	弘安四一二八一・五・一	右衛門尉	同代官	弘安四年二月二日―同四年五月一日	〃	〃
7	17	弘安七一二八四・閏四・二一	宗忠	比志島佐範	五丈一尺四寸（石築地）	〃	〃
8	21	弘安八一二八五・五・一	島津忠宗	〃	正月一日―四月晦日	〃	〃
9	22	〃・九・一七	〃	原田忠俊		〃	早大荻野研究室所蔵文書
10	30	正応元一二八八・七・一	〃	〃	夏番（四・五・六の三月分）	〃	〃
11	34	正応二一二八九・四・五	〃	比志島忠範	五丈一尺四寸・裏加佐・去年四月勤仕（石築地）	筥崎	川田文書
12	36	〃・閏一〇・二五	〃	原田忠俊	夏分三カ月		早大荻野研究室所蔵文書

13	37	〃・一二・一五	〃	比志島忠範	三カ月		比志島文書
14	38	正応三一二九〇・六・三〇	〃	原田　忠俊	三カ月	筥崎	早大荻野研究室所蔵文書
15	39	〃・一〇・一	〃	国分掃部助	三カ月		国分氏文書
16	40	〃・一二・一五	〃	比志島忠範			比志島文書
17	43	正応四一二九一・九・晦	〃	国分掃部助	三カ月		国分氏文書
18	45	〃・一二・二三	某	比志島忠範			比志島文書
19	46	正応五一二九二・閏六・一五	称阿	原田　忠俊	三カ月		早大荻野研究室所蔵文書
20	48	正応六一二九三・七・一〇	島津　忠宗	〃	夏分三カ月	筥崎	〃
21	49	永仁元一二九三・九・三〇	〃	国分掃部助	三カ月	〃	国分氏文書
22	51	〃・一二・晦	〃	比志島忠範	三カ月		比志島文書
23	52	永仁二一二九四・七・三〇	〃	右同代官	六月―七月		〃
24	53	〃・〃・〃	〃	新田宮執印代官	〃		新田神社文書
25	54	〃・〃・〃	〃	原田　忠俊	六・七月		早大荻野研究室所蔵文書
26	55	〃・〃・〃	〃	（国分掃部助）	六月―七月		国分氏文書
27	56	〃・七・晦	〃	大隅　五郎	五月より		町田氏文書
28	57	〃・〃・〃	〃	吉富　二郎代官	〃		指宿文書
29	58	〃・〃・〃	〃	西俣　七郎	〃		西俣氏文書
30	60	永仁三一二九五・四・一六	〃	新田宮執印	春分（代官勤仕）		新田神社文書

31	64	永仁四一二九六・一〇・六	〃	国分掃部助	（代官勤仕）		国分氏文書
32	65	永仁五一二九七・八・一	〃	原田　忠俊			早大荻野研究室所蔵文書
33	67	〃・九・三〇	〃	（国分掃部助）	（代官勤仕）		国分氏文書
34	68	永仁六一二九八・六・三〇	〃	原田　忠俊	今年分		早大荻野研究室所蔵文書
35	69	〃・七・一〇	〃	島津　忠長（久長）	夏三カ月		島津家文書
36	71	〃・一二・一	〃	比志島忠範	（代官勤仕）		比志島文書
37	72	正安元一二九九・一〇・一五	〃	国分掃部助	秋分		国分氏文書
38	73	〃・一〇・二〇	酒匂　本性	島津忠長代官			島津家文書
39	79	正安四一三〇二・八・二八	〃	延時三郎入道	三丈二尺（石築地）		延時文書
40	84	嘉元三一三〇五・閏一二・二九	〃	島津忠長代官	正月より閏一二月（但し七・八月は不参）		島津家文書
41	86	延慶三一三一〇・一二・一五	〃	比志島忠範			比志島文書

大隅国

42	11	弘安五一二八二・一一・四	千葉　宗胤	佐多　定親	九月二五日―一一月四日		坂口文書
43	14	弘安六一二八三・一〇・二二	〃	〃	六月一日―八月晦日		〃
44	18	弘安七一二八四・五・一二	〃	〃	要月	今津後浜	〃
45	24	弘安九一二八六・八・晦	〃	〃	九〇カ日（うち五四日は代官勤仕）	今　津	〃
46	31	正応元一二八八・八・一	〃	〃	四月中		〃

47	正応四一二九一・九・三	42	〃	〃	六月一日―八月晦日（代官勤仕）	今津	〃
48	永仁二一二九四・八・二	59	北条時直	伊佐敷（佐多）阿古二郎代官		今津後浜	〃
49	永仁四一二九六・九・七	63	定時	佐多阿古二郎		〃	〃
50	永仁五一二九七・八・四	66	北条時直	〃		〃	〃
51	正安元一二九九・一一・八	75	〃	佐多信親代官		〃	〃
52	正安二一三〇〇・閏七・二六	76	〃	〃		〃	〃
53	正安三一三〇一・七・二五	78	〃	〃		〃	〃
54	嘉元三一三〇五・閏一二・二九	83	為尚（カ）	佐多信親	四月より（在番九カ月）		〃

肥前国

55	建治三一二七七・四・一	5	武藤経資	斑島右衛門三郎	三月一日―三月晦日	博多	斑島文書
56	弘安三一二八〇・九・一二	7	〃	深堀時仲	八月二七日―九月一二日	〃	深堀家文書
57	〃・一一・七	8	〃	白魚（行覚）時高	一〇月中一五カ日	〃	青方文書
58	弘安五一二八二・七・三〇	10	北条（為時）時定	龍造寺家清	七月一日―同三〇日		龍造寺家文書
59	弘安六一二八三・四・二九	12	〃	〃	四月・三〇カ日	〃	〃
60	〃・七・二九	13	〃	龍造寺家清代官	七月分		〃
61	弘安七一二八四・正・二九	15	〃	〃	正月分		〃
62	〃・閏四・一六	16	〃	〃	四月分・閏四月一五日分	姪浜	〃

63	19	〃・八・一	〃	〃	龍造寺家益代官	〃	七月分	〃	〃
64	20	〃・〃・〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
65	23	弘安八一二八五・一〇・晦	〃	白魚　時高	一〇月分	〃	青方文書
66	25	弘安一〇一二八七・三・三〇	北条（時定）為時	龍造寺家益	三月分	〃	龍造寺家文書
67	26	〃・六・晦	〃	白魚　時高	六月分	〃	青方文書
68	27	〃・一一・二九	〃	深堀　時仲	一一月分	〃	深堀家文書
69	28	〃・一二・晦	〃	白魚　時高	一二月分	〃	青方文書
70	29	弘安一一一二八八・五・晦	〃	深堀　時仲	五月分	〃	深堀家文書
71	32	正応元一二八八・一〇・晦	〃	白魚　時高	一〇月分	〃	青方文書
72	33	〃・一二・晦	〃	〃	一二月分	〃	〃
73	35	正応二一二八九・五・晦	〃	深堀　時仲	五月分	〃	深堀家文書
74	41	正応四一二九一・六・晦	北条　定宗	白魚　時高	六月分	〃	青方文書
75	44	〃・九・晦	〃	龍造寺家益	九月分	〃	龍造寺家文書
76	47	正応五一二九二・九・晦	〃	龍造寺家清	九月分	〃	〃
77	50	永仁元一二九三・一〇・五	〃	〃	九月分	〃	〃
78	70	永仁六一二九八・八・三〇	平岡　為尚	白魚　時高	一尺一寸（石築地）	〃	青方文書
79	80	正安四一三〇二・一〇・一五	平岡　為政	〃	一尺七分（石築地）	〃	〃
80	85	徳治二一三〇七・三・二三	〃	武雄大宮司	嘉元四年＝徳治元年一カ年内二六〇日		武雄神社文書

筑前国						
81	61	永仁三一二九五・七・三〇	武藤盛経	中村続	七月一日―同晦日	博多	中村文書
82	62	永仁四一二九六・七・二九	武藤貞経	〃	〃	〃	〃
83	82	嘉元二一三〇四・一二・晦	千竈耀範	〃	正月―一二月		〃
豊前国							
84	74	正安元一二九九・一一・一	義兼	山田道円	一〇月分		末久文書
85	77	正安二一三〇〇・一一・一	〃	〃	〃		〃
86	81	乾元二一三〇三・九・一七	舜種	〃	(石築地修固)	青木	〃

※相田二郎氏は異国警固番役覆勘状の掲出にあたって(『蒙古襲来の研究』一五三―一五七頁)、石築地役に関する覆勘状を掲げられていないが、本表ではそれをも入れて表示した(本文一三頁の、異国警固番役の定義参照)。なお本表は『注解元寇防塁編年史料』(四四―五四頁)と同一のものであるが、行論の必要上かさねて掲出した。

On Fukukanjō (a Certificate of Accomplished Military Service)

Shōji KAWAZOE

Since Nara era there was already an act of Fukukan 覆勘 in the meaning of "guarantee with investigation". In the early period of Heian the term "Fukukan" became usual. This was a precondition of the occurrence of Fukukanjō in the Middle Ages, Fukukanjō consists of the Fukukanjō of Kyōto Ōbanyaku 大番役 and the Fukukanjō of Ikoku-Keigobanyaku 異国警固番役. In this article I state my opinion from the standpoint of diplomatics about the latter issued before and after the Mongol Invasion. Periodically there are the preserved Fukukanjōs from May 1271 to December 1310. Ikoku-Keigobanyaku itself existed since the decline of Kamakura Shogunate till the early period of Muromachi Shogunate. But the last Fukukanjō preserved now is of July 1339. Provincially I found 41 (4) of Satsuma, 13 of Ōsumi, 26 (2) of Hizen, 3 of Chikuzen, 3 (1) of Buzen——86 in total. The number of ( ) indicates Fukukanjō of Ishitsuijiyaku (石築地役 service apportion of construction of the fort). Its form is Origami (paper fold in two) in the case of preserved originals, and most of them are written in the form of letter. In Fukukanjō usually are written the office (the place of allotted service), the period of service, the date, the name of issuer, and the address. Sometimes the office is omitted. Only two have no date. But many have Tsuke-nengō (nengō, namely the name of an era, is added afterwards). The issuer is a person related with Shugo (the Protector), Shugodai (the agent of Protector), or Shugosho (the office of Shugo) of the province to which the man in service belongs. The address usually is written next to the date and issuer, but in the case of Ōsumi the relevant address is described in the text. I think that such a certificate of accomplished military service is singular in the world history, and a precious material for the comparative studies of East and West feudalism.